

## 秋田市結核予防費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）

以下「感染症法」という。) 第60条第1項の規定により市が学校又は施設の設置者に対して交付する秋田市結核予防費補助金（以下「補助金」という。）については、感染症法および感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、市内に所在する感染症法第58条の3に規定する学校又は施設（以下「学校又は施設」という。）の設置者とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の対象となる経費は、学校又は施設の設置者が感染症法第53条の2第1項の規定による健康診断のために要した費用とする。ただし、当該費用を徴する場合は交付対象から除外する。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、別に定める補助基準単価により算定した額と前条の規定による補助対象経費から寄附金その他の収入額を控除した額とのいずれか少ない額に、3分の2を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

2 補助金は、予算の範囲内で交付するものとする。

### (交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、秋田市結核予防費補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 結核予防費事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算（見込）書（様式第3号）
- (3) 領収書の写し等の事業の実績を証する書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の秋田市結核予防費補助金交付申請書の提出期限は、別に定める。

### (補助金の交付決定)

第6条 市長は、前条の規定により交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の決定又は不交付の決定をするものとし、交付の決定をした場合は、交付する補助金の額を確定するものとする。

2 前項により補助金の交付の決定および交付する補助金の額の確定（以下「交付の決定および確定」という。）をしたときは、秋田市結核予防費補助金交付決定兼確定通知書（様式第4号）、補助金の不交付の決定をしたときは、秋田市結核予防費補助金不交付決定通知書（様式第5号）により申請者に対して通知するものとする。

(申請の取下げ)

第7条 申請者は、補助金の交付の決定を受ける前にその申請を取り下げようとするときは、秋田市結核予防費補助金交付申請取下届（様式第6号）により市長に届け出なければならない。

(補助金の交付)

第8条 申請者は、第6条の規定により補助金の交付の決定および確定を受けたときは、速やかに秋田市結核予防費補助金交付請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の秋田市結核予防費補助金交付請求書の提出期限は、別に定める。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助対象者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付の決定又は補助金の交付を受けたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、その取消しに係る部分に既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができる。

(書類の整備)

第10条 申請者は、補助金に係る関係書類を補助金の交付を受けた年度の翌年度から5年間保存しておかなければならない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、平成18年2月1日から施行し、平成17年度分の補助金の交付から適用する。

(附 則)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和7年1月21日から施行し、令和7年度分の補助金の交付から適用する。

(様式第1号)

年 月 日

(宛先) 秋田市長

住 所

団体名

氏 名

### 秋田市結核予防費補助金交付申請書

標記の補助金の交付を受けたいので、秋田市結核予防費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 結核予防費事業実績書（様式第2号）
- (2) 収支決算書（様式第3号）
- (3) 領収書の写し等の事業の実績を証する書類

3 担当者および問い合わせ先

氏名	団体名	連絡先
		TEL — —
		FAX — —
		mail

(様式第2号)

## 結核予防費事業実績書 定期健康診断所要額内訳

(単位:円)

区分		(A) 実施人員			(B) 総事業費	(C) 寄付金 その他の 収入額	(D) 差引額 (支出予定額) [(B)-(C)]	(E) 補助基準 単価	(F) 補助基準 単価による算定額 (A)×(E)	(G) 補助基準額 <small>(D)か(F)か いずれか少ない 方の額</small>	備考
		高等学校 (注1)	左記以外 の学校 (注1)	施設 (注2)							
定期 健康 診断	X線(直接)撮影										
	寝たきり者X線(直接)撮影										
合計											
健康診断実施機関名											

(注)実施人員

(注1)学校における定期健康診断の実施人員は、高校以降(修業年限が1年未満のものを除く)の学生又は生徒に対して、**入学した年度において一回実施した人員**。

(注2)施設における定期健康診断の実施人員は、社会福祉法第二条第二項第一号及び第三号から第六号までに規定する施設に**収容されている65歳以上の者  
(その年度に65歳となる者を含む)**に対して、**年度内において一回実施した人員**。

(注)(F)補助基準単価による算定額は、(E)補助基準単価に(A)実施人員を乗じた額。

(単位:円)

種別	(B) 総事業費	(C) 寄付金その他の 収入額	(D) 差引額 [(B)-(C)]	(F) 補助基準単価 による算定額	(G) 補助基準額	補助金所要額 (G)×2/3	備考
定期健康診断費							

(注)(B),(C),(D),(F),(G)欄の金額は、(ア)の(B),(C),(D),(F),(G)の合計欄と一致すること。

(円未満の端数は切り捨て)

(様式第3号)

## 年度 収支決算(見込)書

収入の部

(単位:円)

科 目 名			予 算 額	決算見込額	本事業関係分 見 込 額
大 科 目	中 科 目	小 科 目			
計					

支出の部

(単位:円)

科 目 名			予 算 額	決算見込額	本事業関係分 見 込 額
大 科 目	中 科 目	小 科 目			
計					

(様式第4号)

秋田市指令第 号

住 所

団体名

氏 名

秋田市結核予防費補助金交付決定兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった秋田市結核予防費補助金について、  
金 円の交付決定および確定をしたので、秋田市結核予防費補助金交付  
要綱第6条の規定に基づき、通知します。

年 月 日

秋田市長

(様式第5号)

秋田市指令第 号

住 所

団体名

氏 名

秋田市結核予防費補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった秋田市結核予防費補助金について、

の理由により不交付を決定したので、

秋田市結核予防費補助金交付要綱第6条の規定に基づき、通知します。

年 月 日

秋田市長

(様式第6号)

年　月　日

(宛先) 秋田市長

住　所

団体名

氏　名

### 秋田市結核予防費補助金交付申請取下届

年　　月　　日付けで申請した標記の補助金について、下記のとおり  
取下げしたいので、秋田市結核予防費補助金交付要綱第7条の規定に基づき、  
届出します。

記

#### 1 取り下げの理由